

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	85 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	84 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間当時は、母及び姉と自営業を営んでいた。母親が姉と私の国民年金加入手続をしてくれて、申立期間の保険料は近隣にあった市役所の支所や銀行の支店で姉の分と一緒に納めていた。私より先に加入した姉はすべて納付済みとなっており、私に未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が国民年金の加入手続をしてくれて、申立期間の保険料については、先に加入した姉の分と一緒に近隣にある市役所の支所や銀行の支店で納めてくれた。」と主張しており、その姉の保険料納付状況を見ると、国民年金制度発足時から 38 年間すべて納付している。

また、保険料を納付していたとする母親が、申立人と同居して共に自営業で働く申立人の姉の保険料をすべて納付し、あえて申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 2 月 15 日に払い出されており、申立期間の保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能な期間である上、申立人は、母親が保険料を納付していたとする場所(市役所の支所及び銀行の支店)や保険料額について具体的に証言しており、不合理な点はみられない。

加えて、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であるとともに、申立人は 40 年間に及ぶ国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、28万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を28万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を28万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、13万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を13万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、12万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を12万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を25万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を14万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を25万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を21万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を20万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、18万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を18万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を18万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、17万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を17万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、19万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を19万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、17万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を17万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、15万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を19万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、19万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を19万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を13万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、28万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を28万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、23万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を23万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、12万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を12万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、10万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を10万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を10万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、10万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を10万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を14万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、20万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を20万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、18万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を18万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、12万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を12万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を22万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録5,000を円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を2万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、18万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を18万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、11万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を11万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を11万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月6日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月6日

平成19年から21年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は21年10月に届出漏れに気づき、社会保険事務所(当時)に賞与支払届の提出を行ったが、19年7月6日支給分については、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支払明細表から、申立人が平成19年7月6日に事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月6日の標準賞与額を5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 12 日から 41 年 12 月 5 日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、脱退手当金を受給したことになっているとのことだが、私は、受給した記憶は無い。当時、銀行や郵便局などの金融機関と取引は無かった。脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に就職し、申立期間の直前まで勤務していた事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に被保険者資格を喪失した女性従業員24名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格がある女性は11名いたが、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め4名と少なく、当該事業所の元経理・総務担当者も、「申立期間当時、脱退手当金の代理請求の手続を行った記憶は無い。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで
申立期間の保険料は、A 市役所の B 出張所で納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の保険料は 2 年間さかのぼって納付することができる」と聞いていたので、A 市役所の B 出張所で納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 2 月時点では、申立期間の大半が過年度保険料であり、市役所の出張所では取り扱うことができない上、申立人は、納付書の発行を受け金融機関で納付した記憶が無いことから、申立人が申立期間をさかのぼって納付した事情がうかがえない。

また、申立人が申立期間を納付したとする保険料額と、当時の実際の保険料額には大きな差異がある。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない上、申立期間を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から44年3月まで
申立期間については、母親が納税組合に納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする母親は既に死去しており、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、納付可能な期間についても、過年度保険料となることから、納税組合で取り扱うことができなかつたと考えられる。

このほか、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる関連資料(家計簿等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 1 月まで
申立期間の保険料は、夫の分と一緒に納付していたはずなので、夫が納付済みになっているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 63 年 11 月以降の国民年金保険料はその夫の保険料と一緒に納付したとしているが、申立期間直後の平成 2 年 2 月から 3 年 3 月までの保険料については、夫の保険料は現年度納付されているものの、申立人の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は氏名変更手続を平成 4 年 3 月に行っており、申立人が所持している年金手帳は変更後の氏名で発行されていることなどから、当該手続以前には、当時居住していた市町村から申立期間の保険料納付書は発行されていなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。